

2025年度 カダーレ友の会会員募集

カダーレでは、友の会会員を募集しております。

自主事業チケットの割引、会員限定情報の提供等のサービスをご用意しております。
ぜひご入会ください。

◎ 約 1 割の割引料金でチケットを購入できます。

※販売座席の枚数に限りがございます。

※カダーレでの前売り券購入に限ります。

◎ 年数回発行の会報をお送りします。

◎ 毎月メールマガジンをお届けします。

※メールアドレスをご登録いただいた方のみ

「ドメイン指定受信」や「インターネット経由メール受信拒否」等の
受信設定をしている場合は、設定の変更が必要です。

@kadare.net のドメイン受信の設定をお願いします。

◎ 年会費 1000円 ※入会金なし

本会員証の有効期限は 2026 年 3 月 31 日迄となります。

詳しくはホームページをご覧ください。カダーレ事務局にお問い合わせください。

【TEL】0184-22-2500 【ホームページ】<http://kadare.net/>

※裏面の友の会規約もご確認ください

カダーレ友の会申込書（太枠の中のみご記入ください）

新規 更新 【回収 有 無】 会員番号 No. A B C D E

(フリガナ)

お名前 _____ 男 ・ 女 生年月日 _____ 年 月 日

〒 _____ 住所 _____

電話番号 _____ (_____)

メールアドレス _____

※メールマガジンをご希望の方のみご記入ください。

※事務局で記入いたします

受付 年 月 日 受付者 _____ 確認者 _____

ご入金 ☐ 現金 ☐ その他 (_____)

確認 ☐ 免許証 ☐ 保険証 ☐ その他 (_____) お名前 _____

カダーレ友の会規約

(名称)

第1条 この会は、由利本荘市文化交流館カダーレ友の会(以下「友の会」という)とします。

(目的)

第2条 この会は、一般社団法人カダーレ文化芸術振興会(以下、「当法人」という)が管理する由利本荘市文化交流館カダーレの自主文化事業等の鑑賞と
おとして、芸術文化への理解と教養を深め、芸術文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務局)

第3条 この会に関する事務を取り扱うため、カダーレ内に友の会事務局(以下「事務局」という)を置くものとします。
2.事務局には事務局長を置き、カダーレ館長が兼任するものとします。

(会員)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、入会を申し込み、かつ年会費を納めた「個人会員」及び「協賛会員」をいいます。
(1)個人会員とは、個人の会員とします。
(2)協賛会員とは、企業・店舗等とします。

(入会手続き)

第5条 友の会に入会を希望する場合は、入会申込書に必要事項を記載のうえ、会費を添えて事務局に申し込むものとします。
2.前項の入会手続きが終了した日を入会日とします。
3.新年度4月1日から有効となる入会手続きは、3月1日から開始します。

(会員の期間)

第6条 会員の期間は、入会の日から当該年度3月末日までとします。ただし、特別な事情がある場合には期間を変更することができるものとします。
2.新年度に実施予定の事業において、現年度内にチケット販売を開始する事業については、3月に新規入会する会員も会員特典を利用できるものとします。

(更新の手続き)

第7条 会員資格を更新しようとする場合は、更新申込書に必要事項を記載のうえ、会費を添えて会員期間終了日まで、事務局に申し込むものとします。
なお、会員期間中に更新手続きが行われない場合は、自然退会とみなし、会員資格は無効となります。
2.更新手続きは、毎年3月1日から受け付けるものとします。

(会員証)

第8条 会員には、会員証を発行します。
2.会員証は、本人に限り有効とし、本人以外に譲渡、貸与はできません。
3.会員は、会員証を紛失又は盗難にあったときは、直ちに事務局へ届け出るものとします。
4.紛失または盗難、その他の事由により会員証を本人以外が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の各号に掲げる特典を受けられるものとします。
(1)チケット割引購入 これは当法人の主催公演のうち、当法人が指定する事業においてチケットを割引購入できるものです。ただし、カダーレでの前売り購入に限り、購入可能枚数及び割引額は事業により異なります。
(2)会報の送付。
(3)メールマガジンの配信 ただしメールアドレスを登録された方のみ。
(4)その他、当法人が会員向けに実施するサービス。

(年会費)

第10条 会員は、次の各号に定める年会費を納入するものとします。
(1)個人会員 1,000円
(2)協賛会員 1,000円(1企業・店舗等につき)
2.第6条ただし書きによる会員期間の変更を行う場合は、変更内容について会員に別途通知するものとします。

(届出事項の変更等)

第11条 会員は、氏名及び住所等に変更が生じた場合は、直ちに事務局へ届け出るものとします。届出が無いことにより友の会からの情報が延着、又は不着となっても友の会はその責めを負いません。

(退会等)

第12条 会員は、友の会を退会しようとするときは、速やかに事務局に退会申出書を提出のうえ、会員証を返却するものとします。
2.会員期間中の退会については、退会理由を問わず納入済の年会費は返還しないものとします。
3.会員が虚偽の申告、会費の未納入、当館の名誉を毀損し又は秩序を乱す行為、その他本規約に違反した場合、事務局は会員の資格を取り消すことができるものとします。

(個人情報)

第13条 当法人は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、カダーレ文化芸術振興会個人情報保護方針に則り適切に取り扱います。
2.当法人は、会員情報を当法人の事業等の必要に応じ、次の目的のために利用することがあります。
(1)公演情報等の送付。
(2)購入チケットの送付。
(3)会費及びチケット代金の請求に付随する業務。
(4)その他当法人の事業運営に必要な場合。ただし、この場合個人が特定できない形に加工するものとする。
3.当法人は、会員情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要と考えられる安全管理対策を講じます。
4.当法人は、法令により必要とされる場合には必要な範囲で会員情報を外部事業者提供することがあります。この場合、外部事業者に対して、会員情報を漏洩・再提供しないよう、契約により義務づけ、適切な管理を実行します。
5.当法人は、会員から自身に関する情報の開示・訂正・利用停止・消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別の理由がない限り速やかに対応するものとします。

(規約の変更)

第14条 当法人は、会の運営に応じて本規約を変更することができるものとします。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、友の会の運営に関して必要な事項は、事務局が別に定めるものとします。

附則

この規約は2019年3月15日から施行するものとします。

附則

この規約は2020年9月1日から施行する。

附則

この規約は2023年3月1日より施行する。